

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年10月2日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：東ティモール国洪水リスク削減能力向上プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：東ティモール国洪水リスク削減能力向上プロジェクト

調達管理番号：24a00644

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年10月2日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：東ティモール国洪水リスク削減能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2024年12月 ～ 2027年11月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2024年12月 ～ 2026年11月

第2期：2026年12月 ～ 2027年11月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約の第1期については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

（6）部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度（2025年1月頃）
- 2) 2025年度（2026年1月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部防災グループ防災第一チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年10月8日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年10月8日 12時
3	質問への回答	2024年10月11日
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年10月25日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2024年11月6日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ）

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「東ティモール国洪水リスク削減能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a01001）の受注者（株式会社レックス・インターナショナル）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/8LysLBgfek>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてく

ださい（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。上記2.（3）の提出期限までに、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者

でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	洪水防御計画および河川の維持管理ガイドライン策定に係る各プロセスにおいて東ティモール側が最も欠如しているポイント、特に各検討プロセスにおける課題や・留意点を挙げ、各々の課題に対する技術移転のアプローチを詳細にご提示ください。	第3条2.（1）1）東ティモールにおける河川行政の現状を踏まえた本事業の方針
2	2河川目の洪水防御計画の策定をC/P主導で行う上での課題とその解決策案をご提示く	第3条2.（2）洪水防御計画の考え方

	ださい。	
3	予算確保に向けて事前防災投資の効果をC/Pが財務関係機関に交渉・説得できるようになるために提案企業はその外部介入者としてどのようなアプローチを考えるかご提案ください（特に業務主任者などは技術的側面だけでなく、マネジャーとしてのノウハウや実績を織り交ぜたご提案を期待します）。	第3条2.（3）予算配分・執行に関するフィードバックの徹底
4	本邦研修は幹部職員向けと実務者向けの2回を想定していますが、東ティモールの河川整備の現状を踏まえて、C/Pの能力向上に貢献する本邦研修（案）及び提案企業が貢献できるポイントを提案してください。	第3条2.（4）本邦研修内容として想定するポイント

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年6月
- ・ RD署名：2024年8月23日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）本案件の意義、趣旨等について

1) 東ティモールにおける河川行政の現状を踏まえた本事業の方針

- 本案件実施機関（以下「C/P」という。）は公共事業省・道路橋梁治水総局（GDRBPFC）である。特に、本案件では、GDRBPFC傘下である治水局（NDPFC）が中心的な役割を担う。
- 洪水防御計画策定は2河川（ビダウ川（ロハネ川も含む）、マロア川）で行う。これらは急流河川（流域平均勾配 1/10 程度）で、上流からの土砂流出量が多く、下流での堆積土砂により数メートルの河床上昇を起こしており、洪水発生の原因となっていると考えられる。
- また、河川の維持管理ガイドライン策定はコモロ川を対象に策定する。同河川では、建設等の用途のために過剰な砂利採取が行われており、河床が大きく低下しているため、護岸やチェックダム等の河道内構造物の基礎部への影

響が懸念される。将来的な河川環境への影響も考慮した上で、維持管理の方策検討が欠かせない。一方、河床が低下しているため河川からの溢水は発生していないが、堤内地に違法居住住居が多数存在し、洪水時は人的被害が発生している。現在、東ティモール政府は関連法に基づいて違法居住者の退去を進めている。したがって、河川の維持管理ガイドライン策定においては、河道環境の適切な維持管理に加え、河道内への違法な建造物の設置の規制も検討する。

- NDFFCについては、洪水防御計画について、降雨観測、流出解析等の個別要素に関するスキルを持つ職員は存在するものの、その結果を用いて計画流量配分、河道計画の作成プロセス、および維持掘削の必要性の認識等、計画全体の策定プロセスの経験はないと思われる。対象河川において、上下流および左右岸の流下能力バランスを考慮する等河川の基本原則に則った整備を行っていないことが当該国の根本的かつ最大の弱点であると考えられる。そのため、災害リスク削減に資する事業実施に向けて、何が最大の弱点であるかを特定した上で、その課題に焦点を当てた技術協力を行う必要がある。²
- 上述の理由により、技術移転の際には、一連の各検討プロセスを一律均等に行うのではなく、今後、東ティモール政府が災害リスク削減に向けた取組を推進するために、何ができるようになるべきかを見定め、濃淡のある技術移転を行う。その際、特に、洪水防御計画策定時には以下の点に留意することが想定される。

洪水防御計画策定の留意点の例

- 雨量データ：対象流域で必要な雨量データの箇所数、時間雨量が必要な理由
- 構造物対策：氾濫及び河床上昇を緩和する対策の種類と適性
- 河道水位の上昇防止対策：水位の上昇要因とその防止策
- バランスの取れた洪水対策：その意味と具体策 など

コモロ川の維持管理ガイドラインの構成例

- 維持管理の目的
- 維持管理対象（河道、河川構造物）
- 維持管理頻度
- 維持管理の記録

² 洪水防御計画および河川の維持管理ガイドライン策定に係る各プロセスにおいて東ティモール側が最も欠如しているポイント、特に各検討プロセスにおける課題や・留意点を挙げ、各々の課題に対する技術移転のアプローチを詳細にご提示ください。

2) JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「防災・復興を通じた災害リスク削減」としての協力

- 本案件は、東ティモールで最も資産が集中する首都ディリ市街地を対象とした洪水対策を実施するものであり、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「防災・復興を通じた災害リスク削減」のクラスター①「事前防災投資実現」の推進に貢献することを目指すものである。

(2) 洪水防御計画の考え方

1) 洪水防御計画について

- 本案件が策定する洪水防御計画の構成（案）は、別紙4を参照する。
- 2015年3月に仙台で採択された「仙台防災枠組2015-2030」（以下「SFDRR 2015-2030」という。）が掲げる優先アクションの一つである「優先行動3：強靭性のための災害リスク削減への投資」に重点を置き、洪水防御計画を策定・実施することに留意する。
- 本案件で策定する洪水防御計画は、気候変動の影響（降雨量の増加等）を考慮した上で策定する。また、本案件は気候変動適応に貢献する。
- 技術協力プロジェクトとしてC/Pの主体性を醸成するため、洪水防御計画策定において1河川目としてビダウ川は専門家とC/Pと協働で取り組み、2河川目のマロア川はC/P主導で策定を進めることを東ティモール側と合意している。³

2) 道路・橋梁セクターとの整合性

- 対象流域の架橋地点において、JICAは、インドネシア統治時代に策定された既存の橋梁が河積阻害を起こし、当該河道断面の流下能力低下を及ぼしていることを詳細計画策定調査で確認しており、GDRBPFCも問題について認識している。GDRBPFC内の道路・橋梁建設計画を担当局と洪水防御計画策定時には協議する必要がある。

(3) 予算配分・執行に関するフィードバックの徹底

- 事業化に向けた予算確保を行う上でのC/Pの課題として、GDRBPFCが予算獲得のための事業効果を工学的な根拠に基づき定量的に説明する能力が不足しているとJICAは見立てている。そこで、事前防災投資が実施されていない現状において、優先治水事業の投資効果を定量化・可視化することで財務関係機

³ 2河川目の洪水防御計画の策定をC/P主導で行う上での課題とその解決策案をご提示ください。

関を説得する能力の獲得が必要となる。⁴

(4) 本邦研修内容として想定するポイント

- JICAとしては、現在、本邦研修の質の向上を推進している。特に、流域全体における洪水防御計画論を適切に実施機関等に理解を促すためにも、本邦研修では、東ティモールの実情にあった訪問すべき日本の河川の選定を行うことが必要となる。また、受注者には、日本の河川の本質を理解・説明する能力も期待される（外部講師との調整のみとなつてはならない）。⁵
- 当該業務を通じ、特に重要な日本の流域（1箇所）における受注者が作成する研修カリキュラム及び研修資料においては、JICAが実施する類似研修でも活用できるものとなることを想定し、対象流域については監督職員と協議をして決定する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：対象河川の洪水防御計画づくりのために、既往洪水特性（原因・氾濫範囲）及び必須のデータの共通理解を得る。

活動1-2：上記活動1-1に示すデータを収集する。

活動1-3：上記活動1-2で収集した情報・データをレビューし、氾濫解析を実施し、浸水痕跡の実地調査結果と併せて洪水ハザードマップを作成する。

活動1-4：浸水戸数等を読み取り、洪水リスク評価を行う。

活動1-5：洪水防御計画の原則及び策定手順に沿って、洪水防御計画案を作成する。

活動1-6：洪水防御計画作成手順及び作成事例（活動1-5の成果）を含む手順書を作成する。

⁴ 予算確保に向けて事前防災投資の効果をC/Pが財務関係機関に交渉・説得できるようになるために提案企業はその外部介入者としてどのようなアプローチを考えるかご提案ください（特に業務主任者などは技術的側面だけでなく、マネジャーとしてのノウハウや実績を織り交ぜたご提案を期待します）。

⁵ 本邦研修は幹部職員向けと実務者向けの2回を想定していますが、東ティモールの河川整備の現状を踏まえて、C/Pの能力向上に貢献する本邦研修（案）及び提案企業が貢献できるポイントを提案してください。

活動1-7：河川改修事業の実施に関する助言を提供する。

活動1-8：NDPFCの現在の組織構造と各セクションの機能を分析し、改善策を提案する。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：対象河川流域の河川維持管理に係る現状の課題（河道内居住、過度な砂利掘削、河道内の土砂堆積等）を分析する。

活動2-2：既存の関連法令をレビューする。

活動2-3：活動2-1で明らかになった課題解消に向けて、関係機関で協議を行いながら、必要な維持管理のガイドライン（案）を作成する。

活動2-4：河川維持管理ガイドライン（案）に基づき、必要な河川維持管理の年間概算費用算出を通じ、予算要求に必要な資料を準備する。

（2）本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	第1回：治水ガバナンス・河川維持管理ガバナンス 第2回：洪水防御計画策定・河川維持管理計画
実施回数	合計2回
対象者	第1回：GDRBPFC、NDPFC及び関連機関の幹部職員 第2回：NDPFCの実務レベル職員
参加者数	第1回：約5名 第2回：約6名
研修日数	第1回：約10日（移動日を含む） 第2回：約10日（移動日を含む）

（3）その他

① 収集情報・データの提供

➤ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、C/Pを対象とし、洪水防御計画および河川の維持管理ガイドライン策定に係る技術力および洪水対策に関する知識レベルの現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- ▶ 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では以下の対応を行う。

「戦略的環境アセスメント」

- (ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
- (イ) (優先プロジェクトの提案を行う場合は)マスタープラン策定後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先プロジェクトに対しスコーピング(環境社会影響項目の絞り込み)を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。
- (ウ) 主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア) 政策、計画等の目的・目標の検討
 - イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (a) 環境社会配慮(環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離
 - (c) 関係機関の概要
 - ウ) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
 - エ) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討
 - オ) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
 - カ) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
 - キ) 影響の予測
 - ク) 影響の評価及び代替案の比較検討(PPPレベル)

- ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- コ) モニタリング方法の検討
- サ) (優先プロジェクトの提案を行う場合は) 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果(検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案)の作成
- シ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙5を参照のこと。)

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 本業務は、各期それぞれに作成する。
 - 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
 - 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定(年1回以上の頻度)	英語	電子データ	
業務進捗報告書	第1期の契約履行期限末日 (2026年11月30日)	日本語 英語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本、CD-R	各2部
		英語	製本、CD-R	各3部

- 業務進捗報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者

に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的・成果）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JGCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- ⑩ 広報活動
- ⑪ 現地再委託
- ⑫ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑬ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制、具体的な介入方法とそこからの経験・教訓の詳細等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（事業完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）

- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク) 合同調整委員会議事録等
- (ケ) その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 洪水防御計画
- (2) 河川の維持管理ガイドライン

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用、具体的な介入方法とそこからの経験・教訓の詳細）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	河川調査（測	対象2河川（ビダウ川（ロハネ川含	1回	定額計上

	量)	む)、マロア川)		
2	DEMデータの平面図化	対象2河川(ビダウ川(ロハネ川含む)、マロア川)	1回	定額計上
3	環境社会配慮	対象2河川(ビダウ川(ロハネ川含む)、マロア川)	1回	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：東ティモール民主共和国（東ティモール）

案件名：洪水リスク削減能力向上プロジェクト

Project for Capacity Development of Flood Disaster Risk Reduction

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

東ティモールは国土の大部分を山地が占め、沿岸域まで急峻な地形を有し、市街地が山沿いから海岸にかけての狭い平野に位置していることから、雨季になると、地すべり等の土砂災害や浸水被害が毎年発生し、自然災害リスクに脆弱な国として世界第16位に位置付けられている（World Risk Report 2021）。

2021年4月に、サイクロン・セロージャ襲来に伴う豪雨により首都ディリを含む東ティモール全土で大規模な洪水被害が発生し、重要インフラが損壊し、約31,000戸の住宅が被災した。また、人的被害は40人を超え、GDPの約15%相当の経済被害が生じた。気候変動や異常気象等による災害リスクが高まりつつある中、災害に強いインフラ整備は当国の喫緊の課題となっている。

東ティモール政府は、2008年には「災害リスク管理政策 2008-2012」を兵庫行動枠組（2005-2015）に基づいて策定したが、同政策に記載の関係省庁の役割は、その後の組織改編によって実態を捉えておらず、災害時の役割や責任が曖昧なままになっており、改定が必要である。また、「戦略的国家開発計画（2011-2030）」において、気候変動や自然災害に対して強靱な国家運営・インフラ整備の推進を優先課題として掲げている。洪水と地すべり対策構造物、交通インフラ、社会インフラ、水処理と衛生施設、発電と配電施設、通信網等の指定分野で、予算規模が100万米ドル以上のプロジェクトに対して適用されるインフラファンドがある（インフラファンドに関する法令、Decree Law No. 13. 2016）が、発災後の応急対応が主であり、災害リスクを踏まえた開発計画・重要インフラ整備検討は不十分である。

このような状況下、「洪水リスク削減能力向上プロジェクト」（以下「本事業」という。）は、公共事業省道路橋梁治水総局（General Directorate of Roads, Bridges, Prevention and Flood Control, Ministry of Public Works）（以下「GDRBPFC」という。）を対象に洪水防御計画策定及び河川維持管理ガイドライン策定をすることにより、洪水リスク削減にかかる河川管理等の能力強化を図り洪水災害に強い街づくりを支援し、当国の「戦略的国家開発計画（2011-2030）」の目標達成に貢献するものである。また、本事業は、事前防災という観点から、防災分野の気候変動の影響に対応する当国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献」における気候変動による災害リスク削減目標と整合する。

(2) 防災セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対東ティモール民主共和国国別開発協力方針（2017年5月）において、質の高い「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」を重点分野の一つとしている。また、対東ティモール民主共和国JICA国別分析ペーパー（2023年3月）では、防災を主要開発課題の一つとしており、災害リスク削減に資する事前防災投資の促進が重要と分析している。本事業はこれらの分析・方針に合致している。

加えて、本事業は、洪水リスク削減を検討することで事前防災投資の促進を目指すものであるため、「仙台防災枠組2015-2030」の優先行動3「レジリエンスのための災

害リスク軽減への投資」に資するものであり、JICAのグローバル・アジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」の協力方針の一つである「事前防災投資実現」に合致する。さらには、SDGsのゴール 11（包摂的、安全、強靱で持続可能な都市と人間住居の構築）及びゴール13（気候変動とその影響への緊急の対処）にも資するものである。

（3）他の援助機関の対応

国連環境計画（UNEP）及び国連開発計画（UNDP）の他、米国や韓国等ドナーやNGOが、洪水警報への活用を念頭においた河川の水位観測網を整備している。国連防災機関（UNDRR）は、国民保護庁（CPA）に対して災害後の損失被害の把握、早期警報システムの強化及び防災に係る関係機関間の調整能力強化の分野での支援を検討している。また、ポルトガル水道公社（Águas de Portugal）による東ティモール水道公社（Bee Timor-Leste, Empreza Publika）（以下「BTL」という。）に対する支援事業「Dili Sanitation and Drainage Master Plan」（2014-2018）でディリ市内の排水路ネットワークのマスタープランが策定されている。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、ディリ市内の対象3河川流域において、洪水防御計画と河川維持管理ガイドラインの策定を行うことにより、GDRBPFCの河川管理実施能力の強化を図り、もって洪水防御計画の事業と河川維持管理ガイドラインに則った管理の実施により洪水リスクの削減に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ディリ市内の3河川流域（ビダウ川、マロア川、コモロ川）を対象とする。なお、洪水防御計画については、市街地で浸水被害の発生しているビダウ川、マロア川を、河川維持管理ガイドライン策定については、過剰な砂利採取が行われていて、適切な管理が必要なコモロ川を対象とする。

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：公共事業省・道路橋梁治水総局・治水局（National Directorate of Prevention and Flood Control）（以下「NDPFC」という。）職員

最終受益者：ディリ市民（およそ25万人）

（4）総事業費（日本側）：2.8億円

（5）事業実施期間：2024年10月～2027年12月（計39か月）を予定

（6）事業実施体制：

1）実施機関：

公共事業省道路橋梁治水総局（GDRBPFC）

① 中心機関：GDRBPFC・NDPFC

② 関連機関：GDRBPFC 計画研究開発局（National Directorate of Planning, Research and Development）、GDRBPFC 道路建設局（National Directorate of Road Construction）

2）協力機関：

建設機材管理公社（the Institute for Equipment Management and Infrastructure Development Support）（以下「IGEADI」という。）

（7）投入（インプット）

1）日本側

① 専門家派遣：（合計37MM）

（ア）業務主任/河川維持管理計画

（イ）業務調整/研修管理

- (ウ) 河川計画/洪水リスク評価/河床動態調査
- (エ) 氾濫解析/気候変動
- (オ) 河川構造物設計
- (カ) 都市計画/土地利用/土地制度
- (キ) 組織・法制度/組織強化
- (ク) 環境社会配慮
- (ケ) 経済評価

※なお、今後指導科目は変更の可能性がある。

② 研修員受入：

- 受入分野：治水ガバナンス・河川維持管理ガバナンス
 - ・期間：本事業1年時の10日間
 - ・参加者：GDRBPFC、NDPFC及び関連機関の幹部職員（5名程度）
- 受入分野：洪水防御計画策定・河川維持管理計画
 - ・期間：本事業2年時の10日間
 - ・参加者：NDPFCの実務レベル職員（6名程度）

③ 在外事業強化費

2) 東ティモール側

① カウンターパートの配置

- ・プロジェクト・ディレクター：GDRBPFC総局長
- ・プロジェクト・マネージャー：NDPFC局長
- ・プロジェクト・コーディネーター：NDPFC洪水対策部 部長
- ・GDRBPFC職員、NDPFC職員

② プロジェクト実施に必要な執務室及び施設設備

③ カウンターパート予算（活動費、光熱費、旅費等）

④ 必要データ及び資料等の提供

⑤ 安全対策

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICAは当国向け無償資金協力「災害リスク軽減及び復旧のための機材整備計画」（2023-2024年）を実施しており河道浚渫向け使用機材や増水時に排水するポンプ車等の機材供与している。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

世界銀行が、東ティモールにおけるマルチハザード評価及びリスク・脆弱性のマッピングを含む都市レジリエンスプロファイルの作成及び都市レジリエンス強化対策を行うための調査事業「Urban Resilience Diagnostic and Resilient Investment Options for Dili Municipality」を実施したが、本事業の対象であるコモロ川及びマロア川の洪水対策が検討中の事業案に含まれている。事業実施については目処がたっていないが、進捗について情報の入手を心掛ける。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境

への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

- ③環境許認可：本体プロジェクトで確認。
- ④汚染対策：本体プロジェクトで確認。
- ⑤自然環境面：本体プロジェクトで確認。
- ⑥社会環境面：本体プロジェクトで確認。
- ⑦その他・モニタリング：本体プロジェクトで確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本体プロジェクトの環境社会配慮調査の TOR 案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項

本事業は、気候変動による降雨量の変化等のインパクトの軽減に向けて洪水対策の強化を行うものであり、気候変動への適応に貢献する。

3) ジェンダー：「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

【対象外】GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>

詳細計画策定調査にてジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

(10) その他特記事項

該当なし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

洪水防御計画に定められた必要な措置と、河川維持管理ガイドラインに則った河川管理の実施により、洪水リスクが削減される。

指標及び目標値：

- ① 対象河川（ビダウ川とマロア川）における洪水防御計画に基づく洪水対策事業の実施件数の増加（目標値：XX 件。本体事業開始後の合同調整委員会（JCC）で関係機関と協議の上設定する。）
- ② 治水局（NDPFC）に配分される洪水防御及び河川維持管理の予算額の増加
- ③ 本事業対象河川以外も含め、NDPFC 主導により策定された洪水防御計画の数（目標値：XX 件。本体事業開始後の合同調整委員会（JCC）で関係機関と協議の上設定する。）
- ④ 対象河川以外も含め、河川維持管理ガイドラインに則して維持管理が行われている（浚渫、構造物目視点検、ゴミ処理等）

(2) プロジェクト目標：

洪水防御計画と河川維持管理ガイドラインの基本原則・作成手順の理解を通じて GDRBPFCC の河川管理実施能力が強化される。

指標及び目標値：

- ① 本事業で策定された河川維持管理ガイドラインが、2027 年末までに公共事業省により承認される。
- ② 本事業で策定された洪水防御計画案及び河川維持管理ガイドラインに基づき、2028 年度の構造物対策及び非構造物対策の年次計画が策定される。

- ③ 対象河川（ビダウ川、マロア川）の洪水防御計画が本事業期間終了までに公共事業省により承認される。

(3) 成果

成果1： 対象河川流域においてオンザジョブトレーニング（OJT）を通じて洪水リスク削減のための洪水防御計画が策定される。

成果2： 対象河川流域においてOJTを通じて河川維持管理ガイドラインが策定される。

(4) 主な活動

(成果1を達成するための活動)

1-1： 対象河川の洪水防御計画づくりのために、既往洪水特性（原因・氾濫範囲）及び必須のデータの共通理解を得る。

1-2： 上記活動1-1に示すデータを収集する。

1-3： 上記活動1-2で収集した情報・データをレビューし、氾濫解析を実施し、浸水痕跡の実地調査結果と併せて洪水ハザードマップを作成する。

1-4： 浸水戸数等を読み取り、洪水リスク評価を行う。

1-5： 洪水防御計画の原則及び策定手順に沿って、洪水防御計画案を作成する。

1-6： 洪水防御計画作成手順及び作成事例（活動1-5の成果）を含む手順書を作成する。

1-7： 河川改修事業の実施に関する助言を提供する。

1-8： NDPFCの現在の組織構造と各セクションの機能を分析し、改善策を提案する。

(成果2を達成するための活動)

2-1： 対象河川流域の河川維持管理に係る現状の課題（河道内居住、過度な砂利掘削、河道内の土砂堆積等）を分析する。

2-2： 既存の関連法令をレビューする。

2-3： 活動2-1で明らかになった課題解消に向けて、関係機関で協議を行いながら、必要な維持管理のガイドライン（案）を作成する。

2-4： 河川維持管理ガイドライン（案）に基づき、必要な河川維持管理の年間概算費用算出を通じ、予算要求に必要な資料を準備する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

(上位目標に対して)

- ・ 政権交代により組織体制が大きく変更しない。
- ・ 東ティモール全体で予算配分に影響を与える経済状況の悪化がない。
- ・ インフラファンドが大幅に減少しない。

(プロジェクト目標に対して)

- ・ 東ティモール政府の災害政策に大きな変更が無い。

(活動に対して)

- ・ 東ティモール側カウンターパートの頻繁な異動が無い。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン共和国向け基礎情報収集・確認調査「フィリピン国防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査」（2017年）では、JICAが行った治水担当部局の能力強化支援により、カウンターパートである中央政府が各種治水事業のためのガイドライン作成を行い、全地方整備局/地方事務所への治水専属職員の配置を行い、ガイド

ライン作成者と利用者間全体での能力強化を図り、自主的に組織体制強化を推進する能力が向上したと評している。他方、全地方整備局/地方事務所は治水事業の実施能力を持ち始めたが河川治水計画を策定できるまでには至らず、治水計画を策定できるローカルコンサルタントも少ない点を指摘している。

上記の教訓を活かし、本事業はGDRBPFCの技術や知識の習得だけでなく、一つ目の対象河川の洪水防御計画は日本側専門家と協働で策定した後にガイドラインを作成し、二つ目の対象河川については策定したガイドラインを用いてGDRBPFCが主導して作成することで河川治水計画を自ら策定できる能力の定着を図る。

7. 評価結果

本事業は、東ティモールの開発課題・開発政策ならびに我が国及びJICAの協力方針に合致している。また、SDGsのゴール 11「包摂的、安全、強靱で持続可能な都市と人間住居の構築」及びゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」にも貢献すると考えられることから、本事業の実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. に記載のとおり

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始6カ月以内 ベースライン調査

事業完了3年後 事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
第一段階（計画フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

□ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

洪水防御計画策定の技術協力に向けた視点の整理

1. 洪水対策担当組織の洪水防御計画策定能力を把握するための「必要な視点」
(素案)

- (1) 技術的検討に基づいた洪水防御計画があるか。その作成者／支援者は誰か。
【洪水防御計画の内容は以下〈例〉参照】
- (2) 洪水防御計画は対象流域全体を包括して検討しているか。
- (3) 適切な治水安全度が設定されているか。
- (4) 設定した治水安全度に基づく適切な基本高水、計画高水等の計画流量が設定されているか。
- (5) 治水安全度、計画流量の設定に際し、科学的・技術的分析・検討に基づいて設定されているか。【技術的分析は以下〈例〉参照】
- (6) 河道、貯留施設等の流量配分が適切に検討されているか。(ダムなど流域で貯留する流量、河道が受け持つ流量などの配分が設定されているか)
- (7) 上下バランスを考慮した適切な検討がなされているか。
- (8) 主要観測地点を定めているか。また、その地点で整備目標とする流量を定めているか。
- (9) 洪水防御計画を検討するための技術的河川調査・解析(水文解析、氾濫解析など)を実施する体制・能力があるか(民間コンサルタントも含めて)。【技術的河川調査は以下〈例〉参照】
- (10) 予算及び実施の観点から実現可能な対策とされているか。
- (11) 河川施設整備の目標年が定められているか。
- (12) 長期的(数十年)視点から段階的な整備が検討されているか。
- (13) 洪水防御計画を策定するための法律・省令・規程があるか。
- (14) 洪水防御計画を策定するためのガイドライン・マニュアルがあるか。
- (15) 流域協議会などステークホルダーと協議する場が設けられているなど、合意形成、事業促進の方策がとられているか。

〈例〉

◆洪水防御計画の内容

1. 流域・河川の概要と洪水対策の歴史
2. 現在の状況と課題
3. 洪水防御計画の目標
 - 1) 目標とする安全度、目標とする流域雨量

2) 流域の流出解析に基づく基本高水流量

4. 洪水対策の実施

4-1. 洪水の防止または被害の軽減

- 1) ダム、貯留施設、流域の洪水対策および河道の決定
- 2) 河川が共有すべき高水位の設計
- 3) 河道計画・施設規模等の検討

4-2. 河道の適切な利用と正常な機能

4-3. 河川環境の改善・保全

5. プロジェクトのロードマップの策定

◆ 洪水防御計画調査に必要な技術的調査・分析手法

- i. 気象／水理観測
- ii. 水文学的解析（流出解析、頻度解析など）
- iii. 河道特性調査（地形調査、河床材料調査等）
- iv. 河川の洪水に関する水理解析
- v. 河床変動、河床材料変化、土砂輸送の解析
- vi. 氾濫解析
- vii. 経済評価
- viii. 洪水リスク評価
- ix. 災害被害調査
- x. 河川環境調査 など

2. 上記視点を確認するために情報収集すべき項目例

I. 洪水防御計画策定にかかる体制

I - 1 組織

- 1) 組織にかかる情報： 洪水防御計画の策定、実施、モニタリングとレビューの体制
 - 部門名称、管轄内容、役割/権限
 - 組織図
 - 職員数・教育レベル
 - 予算/支出

I - 2 法律と政策の枠組み

- 1) 洪水対策の計画、実施、運用、維持管理にかかる法律/規制/基準/政策/戦略
- 2) 洪水防御計画を承認するための法的プロセス

- 3) プロジェクト実施と支出のための制度・手続き
- 4) 予算申請の制度・手続き
- 5) ガイドライン、マニュアルまたは基準の制度化にかかる法的プロセス
- 6) 流域協議会の役割、メンバー、会議の頻度など
- 7) 洪水防御計画に関連するフォーラム、評議会、委員会の有無

I - 3 洪水防御計画策定の役割分担

- 1) 洪水防御計画の策定並びに策定に必要な調査・分析を行う部局の役割
- 2) 民間コンサルタントが調査・分析を行っている場合の、洪水対策担当部局の役割
- 3) 洪水防御計画の策定に係る本省、流域管理事務所間の関係/所掌区分
- 4) 洪水防御計画の策定に係る本省と他の省庁との関係/所掌区分
- 5) 洪水防御計画の策定に係る本省と地方自治体の関係/管掌区分
- 6) 洪水防御計画に関連する災害サイクルの管理・対応に関する洪水対策担当部局の責務・所掌

I - 4 ガイドライン、マニュアル、技術評価

- 1) 洪水防御計画の策定、実施、モニタリング、レビュー等の技術基準/ガイドラインの有無
- 2) 技術基準/ガイドライン策定、技術評価と承認を実施する組織の有無

I - 5 洪水防御計画の実施とモニタリング

- 1) 洪水防御計画の実施に向けた予算状況
- 2) 洪水防御計画の実施に関するモニタリングの方法
- 3) 洪水対策予算、計画、実施の乖離
- 4) 乖離が生じている政策、法的枠組みや予算などの課題

I - 6 能力開発

- 1) 洪水防御計画の策定に関する能力開発の担当部局
- 2) 洪水防御計画の策定に関する人材育成・能力強化計画の有無

参考 1. 日本の河川計画の定義

引用元：河川砂防技術基準 計画編 技術資料

河川整備基本方針においては、全国的なバランスを考慮し、また個々の河川や流域の特性を踏まえて、水系ごとの長期的な整備の方針や整備の基本となるべき事

項を定めなければならない。また、河川整備計画においては、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、地域住民のニーズなどを踏まえた、おおよそ20～30年間に行われる具体的な整備の内容を定めなければならない。

◆河川整備基本方針においては、以下の事項を定めることを基本とする。

- 1) 当該水系に係わる河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 2) 河川の整備の基本となるべき事項
 - ① 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - ② 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - ③ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項
 - ④ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

◆河川整備計画においては、以下の事項を定めることを基本とする。

- 1) 河川整備計画の目標に関する事項
- 2) 河川の整備の実施に関する事項
 - ① 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ① 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：洪水防御計画に係る各種業務。ただし河川の維持管理計画を含む場合は高く評価する

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：東ティモール及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本件に係る業務工程は、2024年12月より業務を開始し、全体期間は2027年11月までの36ヶ月とする。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 42.30 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月4.80を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2）渡航回数を目途 全37回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 河川調査（測量）（対象2河川）
- DEMデータの平面図化（対象2河川）
- 環境社会配慮（対象2河川）

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- 要請書
- R/D

➤ 東ティモール国洪水リスク削減能力向上プロジェクト詳細計画策定調査業務
完了報告書

2) 公開資料

➤ 特になし

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出して下さい。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

183,776,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示して下さい。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担

とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（35,723,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	河川調査（測量） （対象2河川ビダウ川（ロハネ川含む）、マロア川）	「及び第6条再委託」	10,000,000円	対象2河川（ビダウ川（ロハネ川含む）、マロア川）における測量一式	現地再委託費
2	DEMデータの平面図化 （対象2河川ビダウ川（ロハネ川含む）、マロア川）	「第2章第6条再委託」	1,500,000円	対象2河川（ビダウ川（ロハネ川含む）、マロア川）におけるDEMデータの平面図化に係る作業一式	現地再委託費
3	環境社会配慮 （対象2河川ビダウ川（ロハネ川含む）、マロア川）	「第2章第4条（3）⑥環境社会配慮に係る」	7,000,000円	環境社会配慮調査費、セミナー実施費一式	現地再委託費

	川含む)、マロア川)	る調査及び第6条再委託」			
4	資料等翻訳費	「第2章第4条2.(1)活動1-5、1-6、2-3および第5条報告書等」	1,740,000円		一般業務費 - 資料等翻訳費
5	本邦研修にかかる経費	「第2章第4条(2)本邦研修・招へい	15,483,000円	報酬(事前業務(3号0.8人月及び5号2人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では2号1人月、5号1人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費1,600,000円)	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)